

平成26年度第2回鎌ヶ谷市福祉有償運送運営協議会会議録

1 日 時 平成27年2月3日（火）午後3時00分～3時45分

2 場 所 鎌ヶ谷市役所本庁舎3階 303会議室

3 出席者 【委 員】 江守央委員、 尾崎行雄委員（代理 清家様）
小池満尚委員、湯浅志郎委員（代理 笹川様）
土屋亮子委員、福澤明二委員
鮫島亘委員、高岡敏和委員
山田英一委員、國松優委員

【事務局】 桂本高齢者支援課主幹（介護支援係長）
牧野介護保険係長
藺草高齢者福祉係長 鈴木主事

4 欠席者 佐々木光三委員

5 傍聴者 なし

6 議 題 (1) 会長及び副会長の選出
(2) 会議の公開について
(3) 書面による更新登録に要する合意について
(4) 自家用有償旅客運送の事務・権限の移譲について
(5) その他

<p>1 開会 (事務局)</p>	<p>本日は、公私ともお忙しい中、鎌ヶ谷市福祉有償運送運営協議会にご参集いただきましてありがとうございます。</p> <p>私は、本日の司会進行を務めさせていただきます高齢者支援課高齢者福祉係の藺草と申します。よろしくお願いいいたします。</p> <p>なお、本日の協議会は、委員として委嘱後の初めての開催となりますので、江守委員から簡単な自己紹介をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【各自自己紹介】</p> <p>なお、佐々木委員ですが、本日出席していただくところでしたが、体調不良のため欠席しております。</p> <p>続きまして、事務局員を紹介させていただきます。</p> <p style="text-align: center;">【事務局各自自己紹介】</p> <p>それでは、ただ今から、鎌ヶ谷市福祉有償運送運営協議会を開催いたします。</p>
<p>(事務局)</p>	<p style="text-align: center;">(1) 会長及び副会長の選出</p> <p>それでは、議題に沿いまして、まず、会長及び副会長の選出をさせていただきますと思います。</p> <p>会長は委員の互選により定めることになっておりますが、どなたか、ご推薦をお願いしたいと思います。</p>
<p>(委員)</p>	<p>公共交通の学識経験者でいらっしゃいます江守委員がよろしいかと思えます。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>ただいま、江守委員との推薦がございましたが、ほかにはございませんでしょうか。</p> <p>異議なしということでよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしという声あり)</p> <p>それでは、江守委員に会長をお願いすることに決しました。選出されました江守会長に、一言ご挨拶をいただきたいと思えます。会長お願いいいたします。</p>
<p>(会長)</p>	<p>僭越ながら、会長を務めさせていただきます。</p> <p>引き続き、忌憚のない意見をよろしくお願いいいたします。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>ありがとうございました。それでは、これ以降の議題につきましては、鎌ヶ谷市福祉有償運送運営協議会設置要綱第6条第1項の規定により、会議の議長は会長が務めることとなっております。</p>

	<p>ので、会長に議事進行をお願いしたいと思います。 お手数ですが、会長席に移動をお願いいたします。</p>
(会 長)	<p>委員の皆さまのご協力をいただきながら、議事を進めていきたいと存じますので、よろしくをお願いいたします。 まず、副会長の選出ということですが、どなたかご意見はございませんでしょうか。 ないようですが、事務局、前回までの協議会においては、どなたが副会長をお務めになっていたのでしょうか。</p>
(事務局)	<p>はい。前は、企画政策担当課長に副会長をお願いしておりました。</p>
(会 長)	<p>それでは、今回も企画政策担当課長でいらっしゃる高岡委員にお願いしたいと思いますが、皆さまいかがでしょうか。 (異議なしという声あり) それでは、副会長は、高岡委員に決定いたします。高岡副会長一言ご挨拶をお願いいたします。</p>
(副会長)	<p>ただ今ご指名いただきました、高岡でございます。よろしくお願い申し上げます。 僭越ではございますが、本協議会の円滑な会議の進行のために江守会長の補佐として、職を務めさせていただきたいと思っております。 どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
(会 長)	<p>(2) 会議の公開について どうもありがとうございました。それでは、次第に沿いまして進行させていただきますので、よろしくお願い致します。 まず、議題(2)の「会議の公開について」ですが、事務局、説明をお願いします。</p>
(事務局)	<p>それでは、会議の公開につきまして、ご説明いたします。 この協議会の会議を公開するか又は非公開とするかについてですが、本市では「鎌ヶ谷市における審議会等の会議の公開に関する指針」の中で、「法令又は条例の規定により、会議が非公開とされている場合を除き、公開とする。」とありますが、その決定につきましては、その審議会の判断により決定することとなっております。 したがって、この会議におきまして、委員の皆さまに決定していただくこととなります。以上でございます。</p>
(会 長)	<p>ただ今、会議の公開について事務局から説明がありましたが、何か質問等ございませんか。なければ、多数決により決定したい</p>

	<p>と思います。それでは、会議を公開とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします</p> <p>賛成多数ということで、この協議会における会議は、公開するという決しました。</p> <p>事務局、本日の傍聴人はいらっしゃいますか。いらしたら、中に入れてもらってください。</p>
(事務局)	<p>いいえ、本日の傍聴人はおりません。</p>
(会 長)	<p>それでは、会議録の署名人についてですが、事務局に一任したいと思います。事務局いかがですか。</p>
(事務局)	<p>はい。今回の会議録の署名人ですが、福澤委員と小池委員にお願いしたいと思います。</p>
(会 長)	<p>それでは、福澤委員、小池委員、よろしく申し上げます。</p> <p>次に、事務局より本日の資料の確認をお願いします。</p>
(事務局)	<p>お手元に配布させていただいております資料について、確認させていただきます。</p> <p>資料1が平成25年4月10日付自動車交通局長通知の抜粋</p> <p>資料2が鎌ヶ谷市福祉有償運送運営協議会設置要綱の新旧対照表(案)</p> <p>資料3が自家用有償旅客運送の事務・権限の移譲について</p> <p>また、本日運輸支局様の方で資料をご準備していただいております、</p> <p>標題が道路運送法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集についてとなっております。</p> <p>全てお手元にございますでしょうか。</p>
(会 長)	<p>(3) 書面による更新登録に要する合意について</p> <p>それでは、議事を進めてまいります。</p> <p>議題(3)「書面による更新登録に要する合意について」ですが、事務局、説明をお願いします。</p>
(事務局)	<p>それでは議題(3)について説明させていただきます。</p> <p>失礼ですが、座らせて説明させていただきます。</p> <p>書面による合意につきましては、更新登録で、利用料金等の重要な変更がなく、会長及び各委員の皆様の賛成を得られた場合について実施しているところであり、今年度実施させていただいた更新登録協議におきましては、書面により協議していただいたところと</p> <p>書面方式での運営協議会の開催にあたりましては、資料として</p>

	<p>配布させていただいた資料1の中の「運営協議会の設置及び運営に関するガイドライン」といたしまして、2.(5)に下線を引かせていただいておりますが、「なお、委員の招集が困難である場合等にあつては、運営協議会があらかじめ定める方法により行う判断に基づき、全ての委員からの意見聴取及び賛否の意向の確認を行うこと並びに議事概要の作成及び公表を行うことを条件として、開催に代えて書面の郵送または持ち回りにより意見の聴取及び議決（道路運送法第79条の6第1項に定める有効期間の更新の登録に係るものに限る。）を行うことができるものとする。」という国の考え方にに基づき実施させていただいております。</p> <p>なお、書面での協議につきましては、千葉運輸支局とも確認の上で実施させていただいているところですが、書面実施にあたっての根拠として、運営協議会設置要綱の中に書面協議に関する規定を明記したほうが良いとのご指導を受けておりました。現状規定を設けていないことから、要綱改正の手続きを実施したいと考えております。</p> <p>そこで、資料2として、鎌ヶ谷市福祉有償運送運営協議会設置要綱の新旧対照表案を配布させていただいておりますが、新たに、第6条第5項として、書面による更新登録に要する合意について規定を追加することを予定しております。</p> <p>現在記載してある文言につきましては、あくまで案となりますので、改正の手続きの中で文言の修正はあるかもしれませんが、改正手続きに移らせていただく前に、本協議会に報告させていただきたく、議題として挙げさせていただきました。</p> <p>以上で、議題(3)の説明を終わらせていただきます。</p> <p>(会長) ありがとうございました。</p> <p> ただ今の事務局の説明に対しまして、何か質問・意見等ございませんでしょうか。</p> <p> 資料1が国の方針となっており、資料2については、この方針を受けて、事務局の方で作成したものであると思います。</p> <p> 要綱改正について、了承を受けたいという趣旨であると思いません。</p> <p>(委員) 今までの書面による採決については何回か実施していたと思いますが、明文化していなかったのが、設置要綱に規定するという趣旨でよろしいですか。</p> <p>(事務局) はい。そのとおりです。</p> <p>(会長) 今まで書面で実施した回数は2、3回でしたでしょうか。</p> <p>(事務局) 今まで3回実施しております。</p>
--	---

(会 長)	<p>文言について、これで問題ないのでしょうか。たとえば、頭に「会長が」を付け加えるなどが考えられると思いますが。</p>
(事務局)	<p>他市で同様の規定を設けているところもございますので、参考にさせていただき、文言の修正等を検討させていただきます。</p>
(会 長)	<p>それでは、ほかにございませんでしょうか。なければ、次の議題に進めさせていただきます。</p>
	<p>(4) 自家用有償旅客運送の事務・権限の移譲について それでは、議題（４）「自家用有償旅客運送の事務・権限の移譲について」ですが、事務局、説明をお願いします。</p>
(事務局)	<p>次に、議題（４）について説明させていただきます。 資料3をご覧ください。 こちらの資料は、昨年10月に国が都道府県や市町村に向けて実施した説明会での配布資料となっております。 内容量が多いため、この場では概要について簡単にご説明させていただきます。 福祉有償運送を含む自家用有償旅客運送につきましては、現在登録などの事務について国が担当しているところですが、平成26年5月に「地域の自主性及び自立性を高めるため改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律いわゆる第4次分権一括法」が成立したことにより、今年4月1日から福祉有償運送等の登録業務や事故等に関する届出対応、業務の停止命令、報告、調査などの権限が、希望する都道府県や市町村に移り、事務を担当することが可能となります。なお、希望しない場合は、引き続き国が事務を担当し、今までどおりの手続きとなります。 権限が移譲されるメリットといたしましては、登録までに要する期間の短縮が見込めること、地域の実情に応じた事業が展開されていくことが期待されることなどが挙げられており、一方、デメリットにつきましては、各届出に必要な書類について簡素化されるというわけではないこと、交通という専門的な分野の知識が不十分な中、適切な管理、指導を実施していくことが困難であるなどが挙げられます。 本市といたしましては、マニュアル等が現状示されておらず、実際の事務量がどの程度となるかが不透明であることや今年度中に受け入れ態勢を整えることが困難であることから、来年度からの権限移譲については考えておりませんが、今後は、近隣市町村の動向なども踏まえながら、慎重に検討してまいりたいと考えております。 以上で議題（４）の説明を終わらせていただきます。</p>

(会 長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今の事務局の説明に対しまして、何か質問・意見等ございませんでしょうか。</p>
(会 長)	<p>千葉県内の動向はどうなっていますか。</p>
(事務局)	<p>千葉県及び近隣市町村については、権限移譲を希望しないと伺っております。</p>
(会 長)	<p>国土交通省としては権限移譲を進めていきたいと考えていると思いますが。</p>
(委 員)	<p>参考までに千葉県の現状についてですが、1自治体が手を挙げております。しかし、4月からの移行は難しく、4月以降に権限が移譲されるのではないかとのことであるため、千葉県内は該当なしということになると思います。</p> <p>なお、平成27年度中に1自治体希望しているところもございますが、体制が整ってからとなっております。</p>
(会 長)	<p>来年度の近隣市等の動向を踏まえながら検討していくこととなるかと思いますが、メリットについては、登録期間の短縮が見込まれること、デメリットについては、書類等が簡素化されるわけではないので、登録する事業者の負担はあまり変わらないことが挙げられます。</p>
(委 員)	<p>窓口が国であったものを市町村で受付をするものとなります。</p>
(会 長)	<p>地方分権一括法の関係で、地方に様々なことを任せていくことで、地方分権の推進につなげることが目的であると思います。</p>
(委 員)	<p>あまり、市町村は積極的ではないように見えますが。</p>
(会 長)	<p>事務負担が増えるおそれがありますので、地方公共団体としてはなかなか難しい判断なのではないでしょうか。</p>
(委 員)	<p>権限移譲することにより、地方が自由にルールを決めることができる側面もあると思いますが。</p>
(会 長)	<p>国がまとめることとなると、広域的なデータを見ることができ、地方だとその部分のみを見ていくこととなります。交通については、本来広域的に見ていかなければ抜本的な解決にはならないと思いますので、地方に委任していく一方で、国が押えていかなければならない部分もあると考えております。</p>

<p>(委 員)</p>	<p>窓口が国から市町村に移るということですが、書類の内容を市で決めることは可能なのでしょうか。</p> <p>可能であれば、事業者側としてもメリットが高いものになると思います。</p>
<p>(委 員)</p>	<p>書類については、国で決められたものを使用していただくこととなります。</p>
<p>(委 員)</p>	<p>事業者の立場として、この部分について簡素化できることを期待していましたので、質問いたしました。</p>
<p>(委 員)</p>	<p>本日配布させていただいた追加資料について説明させていただきたいと思います。</p> <p>国土交通省では、権限移譲に伴いまして、道路運送法施行規則の一部改正を検討しており、1月8日から2月8日までパブリックコメントを実施しています。</p> <p>現在、検討されているものにつきましては、実施主体の緩和や旅客の範囲拡大がありますが、その他に広く国民の方から意見を募集しているところでございます。</p>
<p>(委 員)</p>	<p>以前、ボランティアとして移動サービスに関する仕事に携わっていた立場からしますと、実施主体のところについては、制度当初、限定されたことにより、行き場を無くされた方もいらしたと思いますので、もう少し早く検討することができなかつたのかと思っております。</p> <p>ただ、移動に困っている人については、良いサービスだと思いますので、これからはボランティア団体等にもすそ野が広がってくれることを期待しております。</p> <p>また、事務的な手続きがもう少し楽になればと思います。</p>
<p>(委 員)</p>	<p>平成27年度に権限移譲を希望している千葉県の市町村はどのくらいでしょうか。</p>
<p>(委 員)</p>	<p>開示することができないこととなっているため、申し訳ありませんが、この場で公表できません。</p>
<p>(会 長)</p>	<p>それでは、ほかにございませんでしょうか。</p> <p>権限移譲については、勉強していき、来年度以降議論することができればと思います。</p> <p>(5) その他</p> <p>それでは、議題(5)「その他」に進めさせていただきます。</p> <p>この議題の中では、自由意見といたしまして、何かご意見等が</p>

	<p>ございましたら、ご発言をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【事務局資料配布】</p> <p>(事務局) こちらの資料は、鎌ヶ谷市で実施しております介助移送サービスに関するものとなります。介護保険サービスの中で移動に関する支援といたしまして通院等乗降介助というサービスがございますが、目的が主に通院に限られるため、買い物や趣味活動での移動などに使用したい場合に利用できる制度となっております。</p> <p> タクシーの運賃については実費となりますが、乗降時の介助料が100円で利用できるものとなっております。</p> <p> 現在、事業者としては、協進交通様にお願いしているところであり、平成25年度の実績は172件となっております。</p> <p> 以上でございます。</p>
(会 長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>私自身も興味がある部分なのですが、高齢者や障がい者のタクシー利用は現在どのくらいあるのでしょうか。</p>
(委 員)	<p>非常に多いと感じております。実数は把握しておりませんが、社員からの話を伺う限りでは8割ぐらいが高齢者の利用ではないかと思えます。</p> <p>また、介護保険の通院等乗降介助や介助移送サービスで利用していない方についても、手を添えないと危ない方は多々おります。</p> <p>なお、介助移送サービスについては銀行への振込や買い物などの際にご利用いただいております。</p>
(会 長)	<p>乗務員の方は、どのくらい資格を持っているのでしょうか。</p>
(委 員)	<p>半数の社員がホームヘルパー3級や介護従事者の初任者研修を受けており、給与面についても、これらの資格がある方を優遇しております。</p>
(会 長)	<p>車両は、現在どのようになっていますか。</p>
(委 員)	<p>ウェルキャブ仕様の車を使用しております。</p>
(会 長)	<p>国土交通省でUDタクシーを推進していると思いますが、導入は検討されているのでしょうか。</p>
(委 員)	<p>UDタクシーの推進については賛成しております。現在各車販売事業者が販売に向けて準備しているところであり、横浜市では先行してUDタクシーの普及に向けて動いていると聞いております。</p>

	<p>なお、当社におきましては、燃料や車いすでの乗り心地などメカニク的な部分において確認できていないところがあるため、現状はウェルキャブ仕様の車を使用して実施していくこととしております。</p> <p>(会 長) ほかにありますでしょうか。なければ、以上を持ちまして、鎌ヶ谷市福祉有償運送運営協議会を閉会いたします。 委員の皆様、ご協力ありがとうございました。</p> <p>(事務局) 要綱改正につきましては、改正手続きが済みましたら委員の皆さまに通知等により、お知らせしたいと考えております。</p> <p>(委 員) 分かりました。よろしく申し上げます。</p> <p>以上、会議の経過を記載し相違のないことを証するために次に署名する。</p> <p style="text-align: right;">平成27年3月3日</p> <p style="text-align: right;">署名人 <u>福澤 明二</u></p> <p style="text-align: right;">署名人 <u>小池 満尚</u></p>
--	--